

相生市変動型最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相生市が発注する工事について、極端な低入札価格による受注を防止するため、相生市契約規則（昭和39年規則第25号）第6条及び第16条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当り必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象とする工事は、原則すべての工事について適用する。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格（予定価格及び希望価格を公表した場合は、その価格を超えるものは無効とする。）を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に10分の9を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 有効な入札参加者が1者の場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）をもって平均入札価格とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

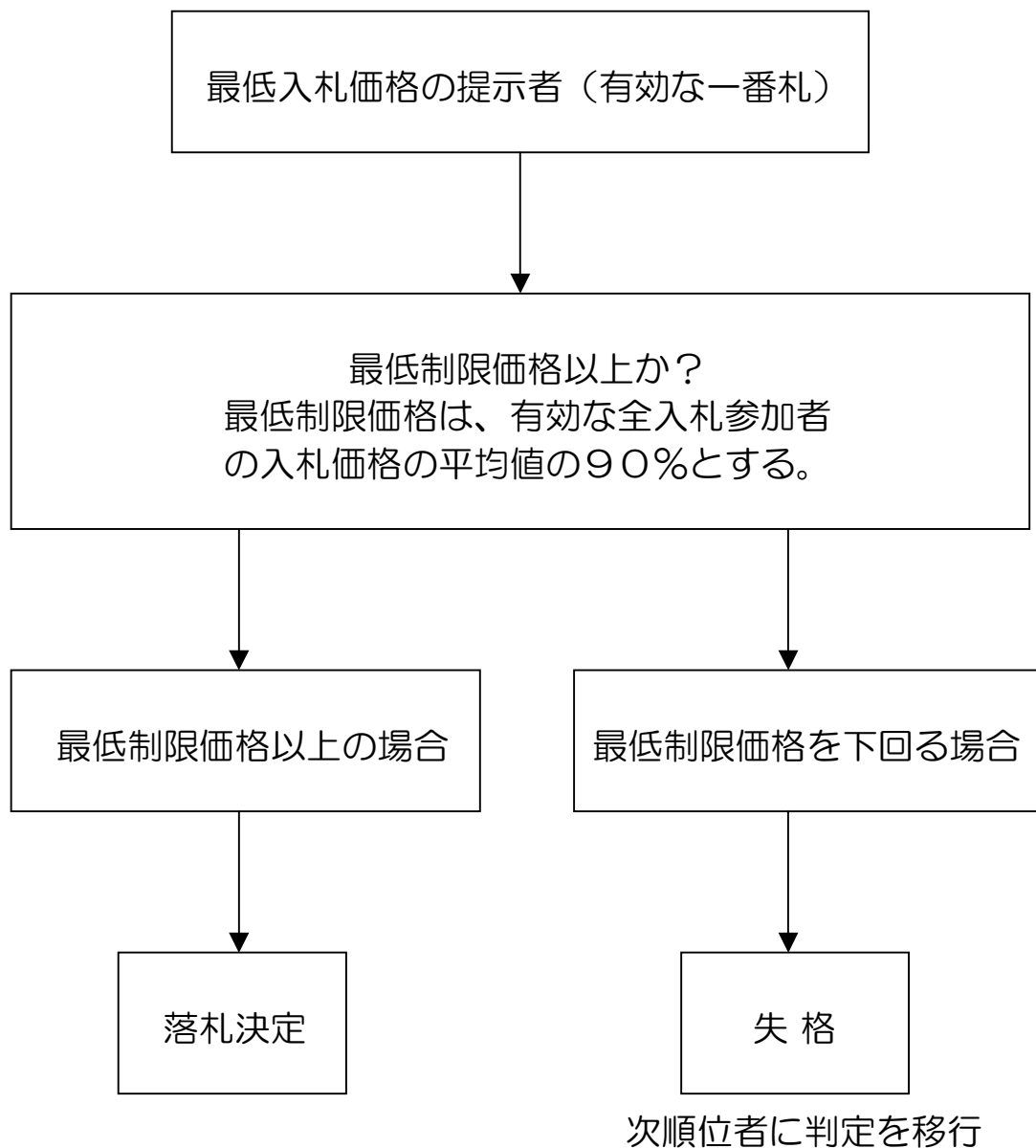
(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(相生市変動型低入札価格制度試行要領の廃止)

2 相生市変動型低入札価格制度試行要領は廃止する。

変動型最低制限価格制度の適用方法フロー図



- 1 予定価格以上の入札については、無効とし最低制限価格の算出からは、除外する。
- 2 有効な入札者が1者の場合は、予定価格の3分の2を平均価格とし、その平均価格の90%が最低制限価格となる。

事例① 全部が有効な入札の場合

<p>予定価格（事前公表） 10,000,000 円</p>	
	<p>A社 ○ B社 ○ C社 ○ D社 ○ E社 ○落札（7,500,000 円）</p>
<p>最低制限価格 7,000,000 円</p>	<p><u>（A社、B社、C社、D社、E社の平均価格×90%）</u> ※E社が落札となります。</p>

事例② 無効な入札が1者（A社）の場合

<p>予定価格（事前公表） 10,000,000 円</p>	<p>A社 ●無効（10,500,000 円）</p>
	<p>B社 ○ C社 ○ D社 ○ 落札（7,500,000 円）</p>
<p>最低制限価格 7,000,000 円</p>	<p><u>（B社、C社、D社、E社の平均価格×90%）</u> E社 ●失格（6,800,000 円）（有効） ※D社が落札となり、A社（予定価格を超過）は無効となり、E社（最低制限価格以下）は失格となります。 ※E社の入札額は計算過程においては有効であるが、結果として失格となります。</p>

事例③ 有効な入札が1者（C社）だけの場合

<p>予定価格（事前公表） 10,000,000 円</p>	<p>A社 ●無効（10,500,000 円） B社 ●無効（10,200,000 円）</p>
	<p>C社 ○落札（7,000,000 円）</p>
<p>最低制限価格 5,999,000 円</p>	<p><u>（予定価格×2/3×90%）</u> ※C社の落札となり、A社とB社（予定価格を超過）は無効となります。 ※有効な応札者がC社だけのため、予定価格×2/3×90%が最低制限価格となる。</p>

事例④ 有効な入札が1者（C社）だけの場合

<p>予定価格（事前公表） 10,000,000 円</p>	<p>A社 ●無効（10,500,000 円） B社 ●無効（10,200,000 円）</p>
<p>最低制限価格 5,999,000 円</p>	<p><u>（予定価格×2/3×90%）</u> C社 ●失格（5,700,000 円）（有効） ※A社とB社（予定価格を超過）は無効で、C社（最低制限価格以下）は失格となり、この入札は不調となります。 ※C社の入札額は計算過程において有効であるが、結果としては失格となる。</p>